

議第五十一号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。